

スクラップヤード環境対策技術検討会

ヒアリング資料

～限りある資源を大切にし資源循環型社会を目指しています～

関東プラスチックリサイクル協同組合

組 合 概 要

名称：関東プラスチックリサイクル協同組合

代表者：理事長 進藤 浩（進栄化成（株））

設立：1972年12月

組合員：56社（2026年1月現在）

目的：プラスチックのマテリアルリサイクルを推進し、CO2削減及び限りある資源の有効活用に努める

1. 原料の保管状態について

○そもそもリサイクルプラスチック（フレーク・フラフ、ペレット）の製造を業として行うにあたり、プラスチックの特性上、原料は金属や木材などの異物の除去はもちろん、PE（ポリエチレン）やPP（ポリプロピレン）といったプラスチックの種類毎に分別することが必要になっている。

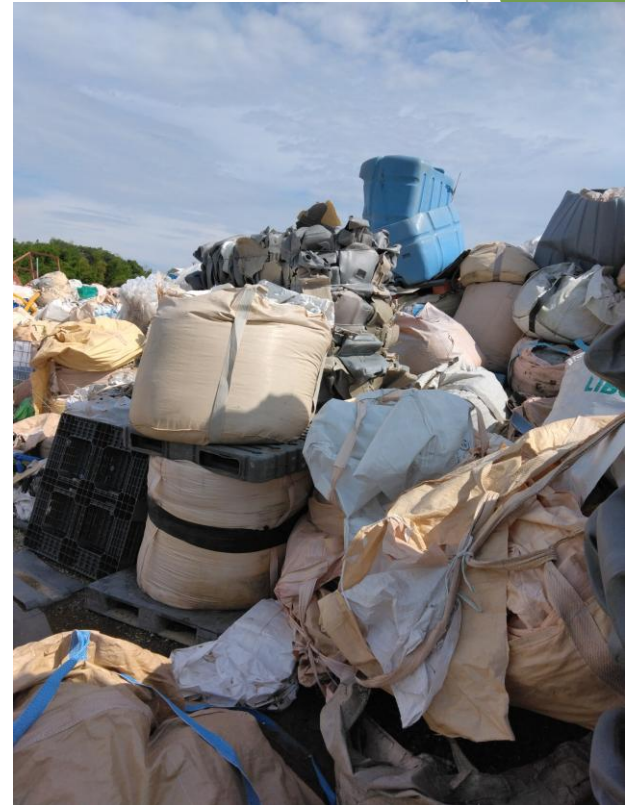
そのため、原料となるプラスチックを購入する際には、より異物が少ないもの・異樹脂が少ないものを購入し、購入後の保管においてもプラスチックの種類ごとに保管場所を分けている。また、パレットや金属カゴを使用するなど、次工程に速やかに移行できるような状態で保管を行っている。

1. 原料の保管状態について

パレットやカゴで保管されていて
速やかに移動できる状態



ただ置いてあるだけで
すぐに動かせない状態



外見での判断も一目瞭然ではないかと考えます！

2. 「完成品の製造工程」、「再生原料」について

- 「完成品の製造工程」、「再生原料」の考え方については当組合の上部団体である「全日本プラスチックリサイクル工業会」がこの後説明するので、同意見である当組合からのここでの意見は控える。
- 当組合として、使用済プラスチック物品をずさんに保管している不適正な事業者が存在することは認識している。
「再生原料」の考え方の議論において、物品の保管状態を考慮するという考え方はあり得るものとする。

3. その他、明確化すべき事項や考え方について

- 今回の改正法は、有価物として売買されている雑品スクラップ（要適正保管・再生使用済金属・プラスチック物品）が不適正な事業者の不適正な処理によって、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている事象を解決するために制定されたと理解している。

我々組合員はリサイクルプラスチック（フレーク・フラフ、ペレット）を製造している「製造業」を営んでいると認識しており、周辺住民と相互理解しながら操業している。にもかかわらず他の製造業にない規制をリサイクルプラスチック製造業者にだけ適用するのは行き過ぎなのではと考える。

不適正な事業者をなくすためなのか、すべてのリサイクルプラスチック製造業者を管理対象に置くためなのか、そのあたりの考え方を明確にしていきたい。